高知県障害者自立支援法施行細則の改正について（主な改正理由）

１　相談支援事業者の変更について

　　　障害者自立支援法等の改正により、都道府県が指定する相談支援事業者について

は、「指定一般相談支援事業者」となったため、細則中の指定相談支援事業者を指

定一般相談支援事業者に改める。

また、引用する障害者自立支援法の条文についても改正後の障害者自立支援法の

条文とする。

２　障害福祉サービス事業所等の指定等に係る様式の変更について

　　　障害者自立支援法等の改正により、障害福祉サービス事業所等の指定等に係る様

　　式が変更になったため、細則の様式についても変更を行う。

３　事業所の公示等について

　　　障害者自立支援法第51条に係る公示について、高知県障害者自立支援法施行細

則では高知県公報に掲載することとしているが、実際は県ホームページの掲載に

より公示している内容が含まれているため、実態に合うように細則の改正をするも

の。

高知県公報に掲載して公示する内容については、障害福祉サービス事業所、障害

者支援施設、指定一般相談支援事業者の指定の取消しを行った時のみとし、ホーム

ページにより公示している内容に関する条文は細則から削除する。

　　（公示についてホームページでかまわないことは厚生労働省に確認済。）

　　（ホームページによる公示は細則に規定してなくてかまわないことは法務課に確認

済。）

高知県障害者自立支援法施行細則の改正について

細則本文の改正の内容

【第２条】

　・指定一般相談支援事業者の指定等の申請に係る障害者自立支援法の条文を追加、変

　　更するもの。

・事業者を「指定一般相談支援事業者」に変更するもの。

・相談支援事業所を「一般相談支援事業所」に変更するもの。

　○第１項

　（改正前）

　　「法第40条(法第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第36条第1項及び省令第34条の27第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定相談支援事業者(法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。)の指定(法第41条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の指定の更新を含む。)」

　「法第51条の19第1項の規定による指定一般相談支援事業者(法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下同じ。)の指定(法第41条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設又は法第51条の21第1項に規定する指定一般相談支援事業者の更新を含む。)」

　○第２項

　（改正前）

　　「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の

　　　指定を…」

　（改正後）

　　「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者

　　　の指定を…」

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

（改正前）

　　「障害者支援施設……又は相談支援事業所(法第45条第1項に規定する相談支援事業所をいう。以下同じ。)」

　（改正後）

　　「障害者支援施設…又は一般相談支援事業所(法第51条の19第1項に規定する一般相談支援事業所をいう。以下同じ。)」

【第３条】

・指定一般相談支援事業者の名称等の変更に係る障害者自立支援法の条文を追加す

るもの。

　・廃止、休止、再開する際の届出様式を変更するもの。それに伴い使用する様式が

　　第3号様式の3から第3号様式の2に変更するもの。

　○第３条の１

　（改正前）

　「法第46条及び省令第34条……」

　（改正後）

　　「法第46条又は第51条の25第1項若しくは第2項並びに省令第34条……」

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

　（改正前）

　　「事業の再開に係るものにあっては別記第3号様式により、事業の廃止又は休止に係るものにあっては別記第3号様式の2によりしなければならない。」

　（改正後）

　　「事業の廃止又は休止若しくは再開に係るものにあっては別記第3号様式によりしなければならない。」

　○第３条の２

　（改正前）

　　「法第47条の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を辞退しようとする者は、別記第3号様式の3により知事に届け出なければならない。」

　（改正後）

　　「法第47条の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を辞退しようとする者は、別記第3号様式の2により知事に届け出なければならない。」

【第４条】

・指定一般相談支援事業者の市町村への情報提供について、障害者自立支援法の新た

な条文を追加するとともに、指定・更新・取消し等について、障害福祉サービス事

業所と障害者支援施設に係る内容と指定一般相談支援事業者に係る内容を分けて

記載するもの。

・事業者を「指定一般相談支援事業者」に変更するもの。

・相談支援事業を「一般相談支援事業」に変更するもの。

・相談支援事業所を「一般相談支援事業所」に変更するもの。

・指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の条文を追加するもの。

○第１項

（改正前）

　「法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定若しくは法第32条第1項の指定相談支援事業者の指定若しくは法第41条第1項の規定によるこれらの指定の更新」

（改正後）

　「法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定若しくは法第41条第1項の規定によるこれらの指定の更新若しくは法第51条の19第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定若しくは法第51の21第1項の規定による指定の更新」

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

（改正前）

　「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくは指定相談支援事業者の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止」

（改正後）

　「指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定の取消し若しくは

法第51条の29の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の取消し若しくは当該指定の全部若しくは一部の効力の停止」

○第１項第１号

（改正前）

　「指定相談支援事業者の名称」

（改正後）

　「指定一般相談支援事業者の名称」

○第１項第５号

（改正前）

　「障害福祉サービス事業、施設障害福祉サービス又は相談支援事業(法第5条第18項に規定する相談支援事業をいう。以下同じ。)」

（改正後）

　「障害福祉サービス事業、施設障害福祉サービス又は一般相談支援事業(法第5条第17項に規定する一般相談支援事業をいう。以下同じ。)」

○第１項第６号

（改正前）

　「障害福祉サービス事業、施設障害福祉サービス又は相談支援事業の開始年月日」

（改正後）

　「障害福祉サービス事業、施設障害福祉サービス又は一般相談支援事業の開始年月日」

○第１項第７号

（改正前）

　「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号)第19条に規定する運営規程をいう。)」

（改正後）

　「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第　　　号)第30条に規定する運営規程をいう。)」

○第１項第８号

（改正前）

　「サービス事業所、障害者支援施設又は相談支援事業所の事業所番号」

（改正後）

　「サービス事業所、障害者支援施設又は一般相談支援事業所の事業所番号」

○第２項

　（改正前）

　　「同条第4項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の指定の取消し(同条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号に該当する場合に限る。)をしたときは…」

（改正後）

　「法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の取消しをしたときは、…」

【第１４条】

　・高知県公報に登載する事項は、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、

指定一般相談支援事業者の指定及び指定の取消しを行った場合とし、第１項中の第１号から第５号を削除するもの。

　・第２項の指定障害者支援施設の指定の変更をしたときの公示についての内容を削除

　　する。それに伴い、第３項以降が条ずれするもの。

　○第１項

　（改正前）

　　「法第51条の規定による公示は、次に掲げる事項を高知県公報に登載してするものとする。」

　（改正後）

　　「法第51条第1項第4号又は第51条の30第1項第3号による公示は、次に掲げる事項を高知県公報に登載してするものとする。」

様式の改正

【第１号様式】

　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者

　指定（指定更新）申請書

　・名称変更

　　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者

　　指定（指定更新）申請書

　・指定一般相談支援事業者の指定及び更新に係る条文の追加

　　指定：障害者自立支援法第51条の19第1項

　　更新：障害者自立支援法第51条の21第1項

　・指定（指定更新）を受けようとする事業所（施設）欄の修正

　　　指定（指定更新）を受けようとする事業所（施設）の「相談支援」の欄を「指

　　定一般相談支援事業所（地域移行支援」と「指定一般相談支援事業所（地域定着

　　支援）」とする。

　・事業所番号欄の追加

　・別紙14の修正

1. 様式名を「一般相談支援事業所の指定に係る記載事項」に変更
2. 表中に「他の事業所又は施設の従業者との兼務（有の場合、別紙に記載）」欄を追加
3. 表中に「常時の連絡体制の確保の具体的方法（地域定着支援のみ）」欄を追加。
4. 注７添付書類に「設備・備品一覧表」を追加
5. 注８の追加
6. 別紙「他の事業所又は施設の従事者と兼務する地域移行支援・地域定着支援に従事する者について」を追加

【第３号様式、第３号様式の２、第３号様式の３】

　（第３号様式）指定障害福祉サービス事業等再開届出書

　（第３号様式の２）指定障害福祉サービス事業等廃止等届出書

　（第３号様式の３）指定障害者支援施設辞退届出書

　・名称変更及び届出書の統一

バラバラであった廃止、休止、再開についての届出書を国の様式案に合わせて「指

定障害福祉サービス事業等廃止（休止・再開）届出書」に統一。それに伴い、第３

号様式の２を削除し、第３号様式の３を「第３号様式の２　指定障害者支援施設辞

退届出書」に変更。

　・文言の修正

　　指定相談支援事業を指定一般相談支援事業に修正

　・指定一般相談支援事業者の廃止・休止、再開に係る条文の追加

　　廃止・休止：障害者自立支援法第51条の25第2項

　　再開：障害者自立支援法第51条の25第3項